

不適合管理委員会報告情報  
平成18年10月20日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	放射性廃棄物処理建屋換気空調設備点検時、排風機（HVE-3B）に風量不足が認められたため、当該排風機を点検・修理	D	
2	1号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器（A）において、チューブリークが認められたため、当該熱交換器を点検・修理	D	
3	2号機	復水貯蔵タンク廻り点検時、昇降口の扉に変形が認められたため、当該扉を修理	D	
4	2号機	原子炉水サンプリング弁点検時、サンプリング用圧力調整ラックドレン弁（2台）のフレキシブル電線管及び接続金具の破損が認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	主タービングランドシール蒸気発生器用圧力調整弁の電流／空気圧力信号変換器の調整中の不足が認められたため、当該部を修理	対象外	
6	2号機	低圧タービン（A）11・12段ダイヤフラム上下半の浸透探傷検査時、ノズル板に線状指示模様等が認められたため、ノズル板を溶接補修	D	
7	2号機	低圧タービン（B）11・12段ダイヤフラム上下半の浸透探傷検査時、ノズル板に線状指示模様等が認められたため、ノズル板を溶接補修	D	
8	2号機	給復水系高圧復水ポンプ（C）上半ケーシングの浸透探傷検査時、マウスリング取付溶接部に線状指示模様他が認められたため、当外部を溶接補修	D	
9	2号機	タービン建屋給水加熱器（1A）入口ドレン弁の点検時、養生をしていた開口部より水の滴下が認められたため、止水及び対応検討	C	
10	2号機	主タービン蒸気加減弁の浸透探傷検査時、No. 1弁弁座取付溶接部にブローホール（集中）が認められたため、当該部を溶接補修	D	
11	2号機	復水脱塩装置再生用水ポンプ（B）の点検時、吐出配管フランジ部シート面に腐食が認められたため、当該部を交換	D	
12	4号機	排ガス予熱器（A）逃がし弁において、フランジ部より蒸気リーク（微量）が認められたため、フランジ部を点検・修理	D	
13	4号機	タービン建屋大物搬入口脇サブドレン排水ポンプ（No. 56）制御盤において、表扉のガラスに割れが認められたため、当該ガラスを交換	D	
14	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（1台）において、手動弁（V-103）に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	5号機	炉心スプレイ系試料採取ラック（A）の点検時、減圧機構に詰まりが認められたため、当該機構を点検・清掃	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	炉心スプレイ系試料採取ラック（B）の点検時、減圧機構に詰まりが認められたため、当該機構を点検・清掃	D	
17	5号機	起動領域中性子束モニタ（F）において、指示不良（ふらつき）が認められたため、当該モニタを点検・校正	C	
18	5号機	給復水系高圧復水ポンプ（C）主油ポンプ振動測定時、目標値外れが認められたため、振動抑制のサポート取付け	D	
19	5号機	安全保護系設定値確認検査において、「検査用計器等の確認記録」に誤記が認められたため、誤記を訂正及び注意を喚起	D	
20	5号機	硫酸第一鉄注入ポンプにおいて、潤滑油レベルゲージ下部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	6号機	原子炉建屋地下2階残留熱除去ポンプ（B）室において、床ファンネルのワイパーに外れが認められたため、ワイパーを取付け	D	
22	その他	溶接事業者検査システム安全管理審査において、「溶接事業者検査に係わる不適合管理要領」による不適合処理未実施の指導があったため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで